

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 告 示

ページ

○県営土地改良事業の換地処分	一	(農村整備課)
○道路の区域変更	一	(道路課)
○道路の供用開始	二	(同)
○洪水浸水想定区域の変更	二	(河川課)
○洪水浸水想定区域の指定	二	(同)
○海岸保全区域の変更指定	三	(港湾課)
○港湾管理者の長が管理する海岸保全区域の指定	五	(同)
○パーキング・メーター作動及びパーキング・チケット発給に係る手数料の収納事務の委託	七	(警察本部会計課)
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	七	(特別支援教育課)
○教育委員会定例会の開催	七	
○選挙管理委員会	七	
○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正	八	
○人事委員会規則二一〇(人事委員会議事規則)の一部を改正する規則	八	
○人事委員会規則二一四(聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則)の一部を改正する規則	八	
○人事委員会規則七一二(退職手当の支給)の一部を改正する規則	九	
○人事委員会規則七一二(退職手当の支給)の一部を改正する規則	九	

### 部を改正する規則

○人事委員会規則十一〇(勤務条件に関する措置の要求に関する規則)の一部を改正する規則	一一
○人事委員会規則一一一(不利益処分についての審査請求に関する規則)の一部を改正する規則	一一
○人事委員会規則一一二(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則)の一部を改正する規則	一二
○人事委員会規則一一三(職員団体の登録に関する条例施行規則)の一部を改正する規則	一二
○人事委員会規則一一一(不利益処分についての審査請求に関する規則)の一部を改正する規則	一三
○人事委員会規則一一一(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則)の一部を改正する規則	一四
○宮城県公報第二八〇号(令和四年二月十八日付け)中	一四

## 告 示

○宮城県告示第百三十四号  
土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和四年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

吉田西部地区

二 処分の年月日

令和四年三月二日

○宮城県告示第百三十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和四年三月十五日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 馬場只越線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
気仙沼市唐桑町上川原四番五地先から 同市唐桑町只越無番地先まで		前	六・六 一・二・七	九三・〇
		後	七・八 三・六・一	九三・〇

○宮城県告示第百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年三月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	馬場只越線	気仙沼市唐桑町上川原四番五地先から 同市唐桑町只越無番地先まで	令和四年 三月十五日

○宮城県告示第百三十七号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により指定した洪水浸水想定区域（平成二十九年宮城県告示第百三十七号）の一部を次のとおり変更したので、同条第四項の規定により告示する。

令和四年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

河川の名	洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続期間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深	指定年月日
河川の名	洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続期間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深	指定年月日

齋 川	次の図面のとおり	令和四年三月十五日
瀬 峰 川	〃	〃

（次の図面）は、省略し、宮城県土木部河川課及び関係土木事務所に備え置いて、縦覧に供する。

○宮城県告示第百三十八号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により、次のとおり洪水浸水想定区域を指定したので、同条第四項の規定により告示する。

令和四年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

河川の名	洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続期間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深	指定年月日
谷津川	次の図面のとおり	令和四年三月十五日
塩川	〃	〃
沢の内川	〃	〃
尾袋川	〃	〃
高倉川	〃	〃
雑魚橋川	〃	〃
半田川	〃	〃
新桜井川	〃	〃
内町堀川	〃	〃
大谷川	〃	〃
桜井川	〃	〃
新川	〃	〃



宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定する海岸の名称

宮城県仙台湾沿岸仙台塩釜港塩釜港区海岸海岸通・港町地区海岸

二 指定する区域

1 区域の表示

基点一と補助点一を結んだ線、補助点一から補助点二十まで順次結んだ線、補助点二十と基点二を結んだ線、基点二から基点七十二まで順次結んだ線及び基点七十二と基点一を結んだ線により囲まれた区域

2 基点及び補助点の表示

- 基点一 塩竈市港町一丁目七四番の南東角の地点(北緯三八度一九分〇四秒、東経一四一度〇二分〇六秒)
- 基点二 補助点二十から〇五度三六分一六秒二三・七八メートルの地点
- 基点三 基点二から三五一度五四分五三秒七一・二七メートルの地点
- 基点四 基点三から二五五度二八分〇七秒二〇・一二メートルの地点
- 基点五 基点四から三三三度一五分三四秒二二・二五メートルの地点
- 基点六 基点五から三三三度一五分三四秒六・七三メートルの地点
- 基点七 基点六から六〇度三〇分二〇秒二六・一五メートルの地点
- 基点八 基点七から五八度三三分五三秒八・〇九メートルの地点
- 基点九 基点八から五八度三三分五四秒八四・〇四メートルの地点
- 基点十 基点九から五九度二七分二七秒四〇・三九メートルの地点
- 基点十一 基点十から六一度二四分四二秒八七・六四メートルの地点
- 基点十二 基点十一から七三度〇六分一九秒二七・五一メートルの地点
- 基点十三 基点十二から七九度二二分五五秒二八・五九メートルの地点
- 基点十四 基点十三から八二度一五分〇七秒五四・八五メートルの地点
- 基点十五 基点十四から八八度三二分四六秒三・三六メートルの地点
- 基点十六 基点十五から一七〇度四一分五三秒一五・五八メートルの地点
- 基点十七 基点十六から八一度三五分二九秒四六・五七メートルの地点
- 基点十八 基点十七から八四度四三分三三秒五・二九メートルの地点
- 基点十九 基点十八から三五九度五九分一二秒二〇・〇三メートルの地点
- 基点二十 基点十九から二六四度五三分二一秒八・二三メートルの地点
- 基点二十一 基点二十から二六一度三五分二九秒二六・八八メートルの地点

- 基点二十二 基点二十一から三五〇度四一分五三秒一三・三二メートルの地点
- 基点二十三 基点二十二から二六八度三二分四六秒二一・八九メートルの地点
- 基点二十四 基点二十三から二六二度一五分〇七秒五六・四五メートルの地点
- 基点二十五 基点二十四から二五九度二二分五五秒三〇・一九メートルの地点
- 基点二十六 基点二十五から二五三度〇六分一九秒三〇・六六メートルの地点
- 基点二十七 基点二十六から二四一度二四分四二秒九〇・〇三メートルの地点
- 基点二十八 基点二十七から二三九度二七分二七秒四〇・九一メートルの地点
- 基点二十九 基点二十八から二三八度二三分五四秒八四・二三メートルの地点
- 基点三十 基点二十九から二三八度二三分五三秒七・七三メートルの地点
- 基点三十一 基点三十から二四〇度三〇分二〇秒四九・五〇メートルの地点
- 基点三十二 基点三十一から一四〇度四七分五五秒二七・四六メートルの地点
- 基点三十三 基点三十二から一四〇度四七分五五秒三八・八六メートルの地点
- 基点三十四 基点三十三から七五度二七分五一秒九・一四メートルの地点
- 基点三十五 基点三十四から一七一度一七分〇七秒四三・九三メートルの地点
- 基点三十六 基点三十五から一八五度三六分一六秒一三・一九メートルの地点
- 基点三十七 基点三十六から二四一度二三分五二秒一〇・五・九四メートルの地点
- 基点三十八 基点三十七から二三九度〇一分〇二秒一七・四〇メートルの地点
- 基点三十九 基点三十八から二三四度一五分二二秒一七・四〇メートルの地点
- 基点四十 基点三十九から二二九度二九分四二秒一七・四〇メートルの地点
- 基点四十一 基点四十から二二四度四四分〇二秒一七・四〇メートルの地点
- 基点四十二 基点四十一から二二〇度〇分〇六秒一〇・九〇メートルの地点
- 基点四十三 基点四十二から三〇二度四四分四六秒一四・三二メートルの地点
- 基点四十四 基点四十三から二二一度〇一分二〇秒二一・四六メートルの地点
- 基点四十五 基点四十四から二〇九度一八分二六秒四・九九メートルの地点
- 基点四十六 基点四十五から二〇八度二六分五七秒八・三五メートルの地点
- 基点四十七 基点四十六から二一〇度四八分三一秒二〇・三三メートルの地点
- 基点四十八 基点四十七から二二〇度一三分二一秒一六・七三メートルの地点
- 基点四十九 基点四十八から二二八度四九分一八秒一四・八六メートルの地点
- 基点五十 基点四十九から二三五度四五分五三秒一一・一四メートルの地点
- 基点五十一 基点五十から二四三度一六分四一秒一七・〇四メートルの地点
- 基点五十二 基点五十一から二四七度三四分四四秒五四・五四メートルの地点

基点五十三 基点五十二から一五七度三五分三七秒一三・六五メートルの地点  
 基点五十四 基点五十三から二四七度一八分二八秒二二・六八メートルの地点  
 基点五十五 基点五十四から二四七度一八分二八秒四・四八メートルの地点  
 基点五十六 基点五十五から二四七度一八分二八秒四五・一一メートルの地点  
 基点五十七 基点五十六から二四七度一八分二八秒一四一・四四メートルの地点  
 基点五十八 基点五十七から二四七度一八分二八秒三五・七九メートルの地点  
 基点五十九 基点五十八から一六二度〇二分四五秒四・一〇メートルの地点  
 基点六十 基点五十九から二四二度〇八分三三秒九・三六メートルの地点  
 基点六十一 基点六十から一九一度〇八分二八秒一八・四九メートルの地点  
 基点六十二 基点六十一から一九一度〇八分二八秒一七・五一メートルの地点  
 基点六十三 基点六十二から一九一度〇八分二七秒九・三八メートルの地点  
 基点六十四 基点六十三から一九九度三四分三二秒一〇・二二メートルの地点  
 基点六十五 基点六十四から七四度〇四分二八秒三五・二八メートルの地点  
 基点六十六 基点六十五から一六三度五〇分〇九秒六七・〇三メートルの地点  
 基点六十七 基点六十六から七五度〇〇分〇〇秒二〇四・五五メートルの地点  
 基点六十八 基点六十七から九三度二五分〇〇秒九〇・〇〇メートルの地点  
 基点六十九 基点六十八から九三度二五分〇〇秒二八五・七六メートルの地点  
 基点七十 基点六十九から九三度二五分〇〇秒三〇〇・〇〇メートルの地点  
 基点七十一 基点七十から二二〇度〇〇分〇〇秒一〇〇・〇〇メートルの地点  
 基点七十二 基点七十一から一八〇度〇〇分〇〇秒五〇・〇〇メートルの地点  
 補助点一 基点一から一四度四七分三八秒一八八・〇九メートルの地点  
 補助点二 補助点一から二七六度一九分五六秒三四六・八一メートルの地点  
 補助点三 補助点二から二七三度二四分五七秒二八五・一五メートルの地点  
 補助点四 補助点三から二七三度二四分五七秒九〇・〇〇メートルの地点  
 補助点五 補助点四から二五〇度〇五分五九秒一七九・〇二メートルの地点  
 補助点六 補助点五から三四四度一〇分二〇秒五三・九二メートルの地点  
 補助点七 補助点六から六六度四四分〇六秒二八〇・六八メートルの地点  
 補助点八 補助点七から六一度五〇分一二秒一五・三五メートルの地点  
 補助点九 補助点八から五〇度二一分〇四秒一五・三五メートルの地点  
 補助点十 補助点九から四〇度〇五分一七秒一四・九七メートルの地点  
 補助点十一 補助点十から二九度二六分一三秒一四・九七メートルの地点

補助点十二 補助点十一から二五度四一分三三秒一五・七四メートルの地点  
 補助点十三 補助点十二から三〇度二七分〇三秒一五・七四メートルの地点  
 補助点十四 補助点十三から三五度一二分四二秒一五・七四メートルの地点  
 補助点十五 補助点十四から三九度五八分二秒一五・七四メートルの地点  
 補助点十六 補助点十五から四四度四四分〇二秒一五・七四メートルの地点  
 補助点十七 補助点十六から四九度二九分四二秒一五・七四メートルの地点  
 補助点十八 補助点十七から五四度一五分二秒一五・七四メートルの地点  
 補助点十九 補助点十八から五九度〇一分〇二秒一五・七四メートルの地点  
 補助点二十 補助点十九から六一度二三分五二秒一六・五三メートルの地点  
 ○宮城県告示第四百十号

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第五条第四項の規定により、令和四年宮城県告示第三百十九号で指定した宮城県仙台湾沿岸仙台塩釜港塩釜港区海岸海岸通・港町地区海岸のうち、仙台塩釜港港湾管理者の長が管理を行う区域を次のとおり定める。

令和四年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 海岸の名称

宮城県仙台湾沿岸仙台塩釜港塩釜港区海岸海岸通・港町地区海岸

二 区域

1 区域の表示

基点一と補助点一を結んだ線、補助点一から補助点二十まで順次結んだ線、補助点二十と基点二を結んだ線、基点二から基点七十二まで順次結んだ線及び基点七十二と基点一を結んだ線により囲まれた区域

2 基点及び補助点の表示

基点一 塩竈市港町一丁目七四番の南東角の地点(北緯三八度一九分〇四秒、東経一四一度〇二分〇六秒)  
 基点二 補助点二十から〇五度三六分一六秒二三・七八メートルの地点  
 基点三 基点二から三五一度五四分五三秒七一・二七メートルの地点  
 基点四 基点三から二五五度二八分〇七秒二〇・一二メートルの地点  
 基点五 基点四から三三三度一五分三四秒二二・二五メートルの地点  
 基点六 基点五から三三三度一五分三四秒六・七三メートルの地点  
 基点七 基点六から六〇度三〇分二〇秒二六・一五メートルの地点

基点八 基点七から五八度三分五三秒八・〇九メートルの地点  
 基点九 基点八から五八度三分五四秒八四・〇四メートルの地点  
 基点十 基点九から五九度二分二七秒四〇・三九メートルの地点  
 基点十一 基点十から六一度二分四二秒八七・六四メートルの地点  
 基点十二 基点十一から七三度〇六分一九秒二七・五一メートルの地点  
 基点十三 基点十二から七九度二分五五秒二八・五九メートルの地点  
 基点十四 基点十三から八二度一分〇七秒五四・八五メートルの地点  
 基点十五 基点十四から八八度三分四六秒三・三六メートルの地点  
 基点十六 基点十五から一七〇度四分五三秒一五・五八メートルの地点  
 基点十七 基点十六から八一度三分二九秒四六・五七メートルの地点  
 基点十八 基点十七から八四度四分三三秒五・二九メートルの地点  
 基点十九 基点十八から三五九度五九分二秒二〇・〇三メートルの地点  
 基点二十 基点十九から二六四度五三分二一秒八・二三メートルの地点  
 基点二十一 基点二十から二六一度三分五二秒二六・八八メートルの地点  
 基点二十二 基点二十一から三五〇度四分五三秒一三・三二メートルの地点  
 基点二十三 基点二十二から二六八度三分四六秒二一・八九メートルの地点  
 基点二十四 基点二十三から二六二度一分五〇秒七秒五・四五メートルの地点  
 基点二十五 基点二十四から二五九度二分五五秒三〇・一九メートルの地点  
 基点二十六 基点二十五から二五三度〇六分一九秒三〇・六六メートルの地点  
 基点二十七 基点二十六から二四一度二分四二秒九〇・〇三メートルの地点  
 基点二十八 基点二十七から二三九度二分二七秒四〇・九一メートルの地点  
 基点二十九 基点二十八から二三八度三分五四秒八四・二三メートルの地点  
 基点三十 基点二十九から二三八度三分五三秒七・七三メートルの地点  
 基点三十一 基点三十から二四〇度三分二〇秒四九・五〇メートルの地点  
 基点三十二 基点三十一から一四〇度四分七五秒二七・四六メートルの地点  
 基点三十三 基点三十二から一四〇度四分五五秒三八・八六メートルの地点  
 基点三十四 基点三十三から七五度二分七五秒一・一四メートルの地点  
 基点三十五 基点三十四から一七一度一分〇七秒四三・九三メートルの地点  
 基点三十六 基点三十五から一八五度三分一六秒一三・一九メートルの地点  
 基点三十七 基点三十六から二四一度三分五二秒一〇・五・九四メートルの地点  
 基点三十八 基点三十七から二三九度〇一分〇二秒一七・四〇メートルの地点

基点三十九 基点三十八から二三四度一分五二秒一七・四〇メートルの地点  
 基点四十 基点三十九から二二九度二分四二秒一七・四〇メートルの地点  
 基点四十一 基点四十から二二四度四分〇二秒一七・四〇メートルの地点  
 基点四十二 基点四十一から二二〇度〇分〇六秒一〇・九〇メートルの地点  
 基点四十三 基点四十二から三〇二度四分四六秒一四・三二メートルの地点  
 基点四十四 基点四十三から二二一度〇分二〇秒二一・四六メートルの地点  
 基点四十五 基点四十四から二〇九度一分二六秒四・九九メートルの地点  
 基点四十六 基点四十五から二〇八度二分五七秒八・三五メートルの地点  
 基点四十七 基点四十六から二一〇度四分三一秒二〇・三三メートルの地点  
 基点四十八 基点四十七から二二〇度一分二秒一六・七三メートルの地点  
 基点四十九 基点四十八から二二八度四分一八秒一四・八六メートルの地点  
 基点五十 基点四十九から二三五度四分五三秒一・一四メートルの地点  
 基点五十一 基点五十から二四三度一分四一秒一七・〇四メートルの地点  
 基点五十二 基点五十一から二四七度四分四秒五四・五四メートルの地点  
 基点五十三 基点五十二から二五七度三分三七秒一三・六五メートルの地点  
 基点五十四 基点五十三から二四七度一分二八秒二二・六八メートルの地点  
 基点五十五 基点五十四から二四七度一分二八秒四・四八メートルの地点  
 基点五十六 基点五十五から二四七度一分二八秒四五・一一メートルの地点  
 基点五十七 基点五十六から二四七度一分二八秒一四一・四四メートルの地点  
 基点五十八 基点五十七から二四七度一分二八秒三五・七九メートルの地点  
 基点五十九 基点五十八から一六二度二分四五秒四・一〇メートルの地点  
 基点六十 基点五十九から二四二度〇八分三三秒九・三六メートルの地点  
 基点六十一 基点六十から一九一度〇八分二八秒一八・四九メートルの地点  
 基点六十二 基点六十一から一九一度〇八分二八秒一七・五一メートルの地点  
 基点六十三 基点六十二から一九一度〇八分二七秒九・三八メートルの地点  
 基点六十四 基点六十三から一九九度三分三二秒一〇・二二メートルの地点  
 基点六十五 基点六十四から七四度〇四分二八秒三五・二八メートルの地点  
 基点六十六 基点六十五から一六三度五〇分〇九秒六七・〇三メートルの地点  
 基点六十七 基点六十六から七五度〇〇分〇秒二〇・四・五五メートルの地点  
 基点六十八 基点六十七から九三度二五分〇〇秒九〇・〇〇メートルの地点  
 基点六十九 基点六十八から九三度二五分〇〇秒二八五・七六メートルの地点

基点七十 基点六十九から九三度二五分〇〇秒三〇〇・〇〇メートルの地点  
 基点七十一 基点七十から二二〇度〇〇分〇〇秒一〇〇・〇〇メートルの地点  
 基点七十二 基点七十一から一八〇度〇〇分〇〇秒五〇〇・〇〇メートルの地点  
 補助点一 基点一から一四度四七分三八秒一八八・〇九メートルの地点  
 補助点二 補助点一から二七六度一九分五六秒三四六・八一メートルの地点  
 補助点三 補助点二から二七三度二四分五七秒二八五・一五メートルの地点  
 補助点四 補助点三から二七三度二四分五七秒九〇・〇〇メートルの地点  
 補助点五 補助点四から二五〇度〇五分五九秒一七九・〇二メートルの地点  
 補助点六 補助点五から三四四度一〇分二〇秒五三・九二メートルの地点  
 補助点七 補助点六から六六度四四分〇六秒二八〇・六八メートルの地点  
 補助点八 補助点七から六一度五〇分一二秒一五・三五メートルの地点  
 補助点九 補助点八から五〇度二一分〇四秒一五・三五メートルの地点  
 補助点十 補助点九から四〇度〇五分一七秒一四・九七メートルの地点  
 補助点十一 補助点十から二九度二六分一三秒一四・九七メートルの地点  
 補助点十二 補助点十一から二五度四一分二三秒一五・七四メートルの地点  
 補助点十三 補助点十二から三〇度二七分〇三秒一五・七四メートルの地点  
 補助点十四 補助点十三から三五度一二分四三秒一五・七四メートルの地点  
 補助点十五 補助点十四から三九度五八分二二秒一五・七四メートルの地点  
 補助点十六 補助点十五から四四度四四分〇二秒一五・七四メートルの地点  
 補助点十七 補助点十六から四九度二九分四二秒一五・七四メートルの地点  
 補助点十八 補助点十七から五四度一五分二二秒一五・七四メートルの地点  
 補助点十九 補助点十八から五九度〇一分〇二秒一五・七四メートルの地点  
 補助点二十 補助点十九から六一度三分五二秒一六・五三メートルの地点

○宮城県告示第百四十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、パーキング・メーター作動及びパーキング・チケット発給に係る手数料の収納事務を令和四年二月二十二日次のおり委託した。

令和四年三月十五日

一 契約の相手方

仙台市青葉区花京院二丁目一番十四号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

キョウワセキュリオン東北株式会社

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和四年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立特別支援学校給食調理等業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和四年三月一日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 シブヤ食品株式会社 仙台市若林区六丁の目北町十六番五号
- 五 落札金額 六千六百万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和四年一月十八日

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第三号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和四年三月十五日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

- 一 日時 令和四年三月十七日 午後三時
- 二 場所 第一会議室
- 三 事件

- 第一号議案 職員の人事について
- 第二号議案 教育功績者表彰について

第三号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について  
 第四号議案 教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について  
 第五号議案 宮城県教育委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正について

第六号議案 宮城県教育委員会公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の一部改正について

第七号議案 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部改正について

第八号議案 県費負担教職員の任免等の内申に関する規則の一部改正について  
 第九号議案 宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部改正について

第十号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則の一部改正について  
 第十一号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の自己啓発等休業に関する規則の一部改正について

第十二号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の配偶者同行休業に関する規則の一部改正について

第十三号議案 教育職員の免許状に関する規則の一部改正について  
 第十四号議案 教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部改正について

第十五号議案 宮城県教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について  
 第十六号議案 宮城県文化財保護審議会委員の人事について

四 傍聴者の定員  
 十二人

五 傍聴手続  
 1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先  
 仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
 宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二―二二―一三六一一）

**選挙管理委員会**

〇宮選管告示第十八号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

令和四年三月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

本吉中郷会館の項の次に次のように加える。

気仙沼市まち・ひと・しごと交流プラザ

鶴巻コミュニティセンター

同 市南町海岸一番一―号  
 同 市松崎鶴巻一六四番地三四  
 同 市唐桑町台の下九五番地一

**人事委員会**

人事委員会規則二一〇（人事委員会議事規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月十五日

宮城県人事委員会

委員長 千 葉 裕 一

〇人事委員会規則二一〇―三

人事委員会規則二一〇（人事委員会議事規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）に基づき、人事委員会規則二一〇（人事委員会議事規則）の一部を次のように改正する。

第一条中「基き」を「基づき」に改める。

第二条第二項中「人事委員会委員室において」を削り、同条第三項中「あった」を「あった」に改める。

第七条第二項中「押印によつて」を「によつて」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

人事委員会規則二一四（聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月十五日

宮城県人事委員会

委員長 千 葉 裕 一

○人事委員会規則二一四—一

人事委員会規則二一四（聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）に基づき、人事委員会規則二一四（聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「記名押印させ」を「署名又は記名押印させ」に改める。

様式第二号、様式第三号、様式第五号、様式第九号、様式第十三号、様式第十四号及び様式第十九号中「世」を削る。

様式第二十号中 「氏 名 印  
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」を

「氏 名 署名又は印  
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。  
（経過措置）

2 改正前の聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の規定によるものとみなす。

人事委員会規則七—二十（退職手当の支給）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月十五日

宮城県人事委員会

委員長 千 葉 裕 一

○人事委員会規則七—二十一—十七

人事委員会規則七—二十（退職手当の支給）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第七十号）に基づき、人事委員会規則七—二十（退職手当の支給）の一部を次のように改正する。

第三条ただし書を削る。

様式第一号イを次のように改める。

様式第一号イ（第2条関係）

退職手当に関する申出書

職員の氏名	生年月日	年 月 日
職 名	所属又は補職する由	年 月 日
退職(予定)年月日	退職事由	年 月 日
受領方法	直 接	隔地払
	電話番号 郵便番号	銀行 支店 口座 振替

上記のとおり退職手当に関する申出をします。

年 月 日

任命権者 殿

住 所	電 話 番 号	—
氏 名	郵 便 番 号	—

所 属 確 認 事 項	調整数（ ）の給料の調整額を支給
所 属 収 受 年 月 日	扶養手当 円、地域手当 円を支給

上記の記載事項は事実と相違ないものと認めます。

年 月 日

所属長

備考 扶養手当及び地域手当の支給額は、公務上の傷病による退職又は整理退職の場合のみ記入すること。

様式第一号口を次のように改める。

様式第一号口（第2条関係）

退職手当に関する申出書

職員の氏名	生年月日	年	月	日		
職名	所属又は 補職名					
死亡年月日	年	月	日	死亡事由		
受領方法	直接払	隔地払	銀行	支店	口座	振替
生計関係	別紙のとおり	総代者選任届	別紙のとおり			
退職手当を受けようとする住所	電話番号 郵便番号	—	—			

上記のとおり退職手当に関する申出をします。

年 月 日

任命権者 殿

住所	電話番号	—	—	
氏名	郵便番号	—	—	
続柄	生年月日	年	月	日

所属確認事項	調整数〔 〕の給料の調整額を支給 扶養手当 円、地域手当 円を支給
所属收受年月日	

上記の記載事項は事実と相違ないものと認めます。

年 月 日  
所属長

備考 扶養手当及び地域手当の支給額は、公務上の死亡による退職の場合のみ記入すること。

様式第二号から様式第四号までの規定中「㊦」を削る。  
様式第五号の規定中「㊦」を削る。  
様式第六号を次のように改める。

様式第6号 (第5条関係)

退職手当口座振替依頼書

預 金 口 座 開 設 店 舗 等	名 称	銀行・金庫・組合		
	預金の種類 (フリガナ) 預金口座の 名 義 人	普通・当座	口座番号	支店・店・出張所
	上記の預金口座に退職手当の振替を依頼します。			

年 月 日  
氏名

- 備考 1 預金口座の名義は、依頼人の名義に限るものとする。  
2 預金口座を確認できる書類を添付すること。

様式第六号の二の規定中「第六号」を「第五号」に改め、「㊦」を削る。  
様式第七号の規定中「職名、氏名及び印」を「職名及び氏名」に改め、「㊦」を削る。  
様式第八号から様式第十八号までの規定中「㊦」を削る。

附 則  
この規則は、令和四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―百三十六（人事委員会による意見陳述の機会）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月十五日

宮城県人事委員会

委員長 千葉裕一

○人事委員会規則七―百三十六―一

人事委員会規則七―百三十六（人事委員会による意見陳述の機会）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第七十号）に基づき、人事委員会規則七―百三十六（人事委員会による意見陳述の機会）の一部を次のように改正する。

様式第三号から様式第六号までの規定中「㊦」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。  
（経過措置）

2 改正前の人事委員会による意見陳述の機会による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の人事委員会の意見陳述の機会によるものとみなす。

人事委員会規則十一―〇（勤務条件に関する措置の要求に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月十五日

宮城県人事委員会

委員長 千葉裕一

○人事委員会規則十一―〇―二

人事委員会規則十一―〇（勤務条件に関する措置の要求に関する規則）の一部を改正する規則  
人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第八条第五項の規定に基づき、

人事委員会規則十一―〇（勤務条件に関する措置の要求に関する規則）の一部を次のように改正する。  
第三条第二項中「押印」を削る。  
第四条第三項中「記載し、当該共同措置要求者が押印」を「記載」に改め、同条第四項中「押印」を削る。

第二十条第二項中「及び調書を作成した人事委員会の事務局職員」及び「押印」を削る。  
第二十五条第二項中「押印」を削る。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

人事委員会規則十一―一（不利益処分についての審査請求に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月十五日

宮城県人事委員会

委員長 千葉裕一

○人事委員会規則十一―一―四

人事委員会規則十一―一（不利益処分についての審査請求に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第八条第五項の規定に基づき、人事委員会規則十一―一（不利益処分についての審査請求に関する規則）の一部を次のように改正する。

第三条第二項及び第五項中「押印」を削る。

第三十二条第二項中「及び調書を作成した人事委員会の事務局職員」及び「押印」を削る。

第三十九条第二項、第五十四条第二項及び第五十八条第四項中「押印」を削る。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

人事委員会規則十一―二（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月十五日

宮城県人事委員会

委員長 千葉裕一

○人事委員会規則十一―二―二

人事委員会規則十一―二（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査

○請求に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十三年法律第四百十三号）に基づき、人事委員会規則十一（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則）の一部を次のように改正する。

- 第二条第一項中「記名押印して、」を削る。
- 第五条第二項中「あつて」を「あつて」に、同条第三項中「しなかつた」を「しなかつた」に改める。
- 第八条の見出しを「（あつせん）」に改める。
- 第九条第一項中「あつた」を「あつた」に改める。
- 第十条第一項中「もつて」を「もつて」に、同条第二項中「あつた」を「あつた」に、同条第三項中「あつた」を「あつた」に、「しなかつた」を「しなかつた」に改める。
- 第十一条第二項中「記名押印」を「署名」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

人事委員会規則十一（職員団体の登録に関する条例施行規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月十五日

宮城県人事委員会

委員長 千葉 裕 一

○人事委員会規則十一―三

人事委員会規則十一―三（職員団体の登録に関する条例施行規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員団体の登録に関する条例（昭和四十一年宮城県条例第十九号）に基づき、人事委員会規則十一―三（職員団体の登録に関する条例施行規則）の一部を次のように改正する。

- 第二条第二項中「あつては」を「あつては」に改める。
- 第五条中「もつて」を「もつて」に改める。
- 様式第一号中「㊸」を削る。
- 様式第二号から様式第四号までの規定中「すしひ」を「すしひ」に改め、「㊸」を削る。
- 様式第五号中「從ひこ」を「從ひこ」に改め、「㊸」を削る。
- 様式第六号中「㊸」を削り、「なつこ」を「なつこ」に改める。
- 様式第七号中「㊸」を削り、「ならひこ」を「ならひこ」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。（経過措置）

2 改正前の職員団体の登録に関する条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の職員団体の登録に関する条例施行規則の規定によるものとみなす。

○人事委員会細則十一―一（不利益処分についての審査請求に関する細則）の一部を改正する細則を次のように定める。

令和四年三月十五日

宮城県人事委員会事務局長 吉 田 信 幸

人事委員会細則十一―一（不利益処分についての審査請求に関する細則）の一部を改正する

細 則

人事委員会は、人事委員会規則十一―一（不利益処分についての審査請求に関する規則）に基づき、人事委員会細則十一―一（不利益処分についての審査請求に関する細則）の一部を次のように改正する。

- 様式第一号中「審査請求人 氏 名 印」を「審査請求人 氏 名」に改め、同様式備考4中「押印」を削る。
- 様式第二号中「審査請求人 氏 名 印」を「審査請求人 氏 名」に改め、同様式備考2中「（審査請求人の印は不要）」を削る。
- 様式第三号中「審査請求人（処分者） 氏 名 印」を「審査請求人（処分者） 氏 名」に改め、「」に改め、同様式備考2中「（当事者の印は不要）」を削る。
- 様式第四号中「審査請求人 氏 名 印」を「審査請求人 氏 名」に改め、同様式備考4中「（審査請求人の印は不要）」を削る。
- 様式第五号中「印」を削る。
- 様式第六号中「処分者 氏 名 印」を「処分者 氏 名」に改め、同様式備考2中「（処分者の印は不要）」を削る。
- 様式第七号中「審査請求人 氏 名 印」を「審査請求人 氏 名」に改め、同様式備考2中「（審査請求人の印は不要）」を削る。
- 様式第八号中「審査請求人（処分者） 氏 名 印」を「審査請求人（処分者） 氏 名」に改め、

々 「に改め、同様式備考3中「(当事者の印は不要)」を削る。

様式第九号及び様式第十号中「印」を削る。

様式第十号中「審査請求人 氏 名 印」を「審査請求人 氏 名」

「に改め、同様式備考2中「押印」を削り、備考3中「(審査請求人の印は不要)」を削る。

様式第十二号中「審査請求人 氏 名 印」を「審査請求人 氏 名」

「に改め、同様式備考2中「押印」を削り、備考3中「(審査請求人の印は不要)」を削る。

様式第十三号中「審査請求人(処分者) 氏 名 印」を「審査請求人(処分者) 氏 名」

「に改め、同様式備考3中「(当事者の印は不要)」を削る。

様式第十四号中「審査請求人(処分者) 氏 名 印」を「審査請求人(処分者) 氏 名」

「に改め、同様式備考2中「(当事者の印は不要)」を削る。

様式第十五号中「審査請求人(処分者) 氏 名 印」を「審査請求人(処分者) 氏 名」

「に改め、同様式備考3中「(当事者の印は不要)」を削る。

様式第十六号中「審査請求人(処分者) 氏 名 印」を「審査請求人(処分者) 氏 名」

「に改め、同様式備考4中「(当事者の印は不要)」を削る。

様式第十七号中「再審査請求者 氏 名 印」を「再審査請求者 氏 名」

「に改め、同様式備考3中「押印」を削る。

様式第十八号中「再審査請求者 氏 名 印」を「再審査請求者 氏 名」

「に改め、同様式備考2中「(再審査請求者の印は不要)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の不利益処分についての審査請求に関する細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の不利益処分についての審査請求に関する細則の規定によるものとみなす。

○人事委員会細則十一―二―一(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する細則)の一部を改正する細則を次のように定める。

令和四年三月十五日

宮城県人事委員会事務局長 吉 田 信 幸

人事委員会細則十一―二―一(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の

審査の請求に関する細則)の一部を改正する細則

人事委員会は、人事委員会規則十一―二(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則)に基づき、人事委員会細則十一―二―一(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する細則)の一部を次のように改正する。  
第五条中「あつた」を「あつた」に改める。

様式第一号から様式第四号まで並びに様式第六号及び様式第七号中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する細則の規定によるものとみなす。

正 誤

○宮城県公報第二八〇号(令和四年二月十八日付け)中

ページ

一八 「宮城県地先海面における「かご漁業」操業区域」の図面を削る。

誤